

# 1 議 事 日 程（第1日）

（平成18年第4回有田川町議会定例会）

平成18年12月12日

午前9時30分開会

於議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 報告第52号 専決処分の承認を求めることについて  
平成18年度有田川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第220号 平成18年 18年災 第5号 町道川口立石線道路災害復旧工事の請負契約について
- 日程第7 議案第238号 有田川町教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第239号 有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意について
- 日程第9 議案第211号 平成18年度有田川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第212号 平成18年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第213号 平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第214号 平成18年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第215号 平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第216号 平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第217号 平成18年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第218号 平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第219号 平成18年度有田川町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第221号 有田川町合併地域振興基金条例の制定について
- 日程第19 議案第222号 有田川町西ヶ峯地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第 20 議案第 223 号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 224 号 有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 225 号 有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 226 号 有田川町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 227 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 228 号 有田川町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 26 議案第 229 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第 27 議案第 230 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更について
- 日程第 28 議案第 231 号 和歌山県市町村職員退職手当事務組合格約の変更について
- 日程第 29 議案第 232 号 和歌山地方税回収機構規約の変更について
- 日程第 30 議案第 233 号 有田周辺広域圏事務組合格約の改正に関する協議について
- 日程第 31 議案第 234 号 有田聖苑事務組合格約の変更について
- 日程第 32 議案第 235 号 有田郡老人福祉施設事務組合格約の変更について
- 日程第 33 議案第 236 号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第 34 議案第 237 号 有田川町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 35 議案第 173 号 平成 17 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36 議案第 174 号 平成 17 年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37 議案第 175 号 平成 17 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38 議案第 176 号 平成 17 年度有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39 議案第 177 号 平成 17 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 40 議案第 178 号 平成 17 年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 41 議案第 179 号 平成 17 年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 42 議案第 180 号 平成 17 年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 43 議案第 181 号 平成 17 年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 44 議案第 182 号 平成 17 年度有田川町かなや明恵峽温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 45 議案第 183 号 平成 17 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 46 議案第 184 号 平成 17 年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 47 議案第 185 号 平成 17 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 48 議案第 186 号 平成 17 年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 49 議案第 187 号 平成 17 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 50 議案第 188 号 平成 17 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 51 議案第 189 号 平成 17 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中 ✓ 正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	橋爪弘典	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

8番 岡省吾 21番 中 ✓ 正門

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長 中山正隆 助役 山崎博司  
総務課長 須佐見政人 清水行政局長 保田永一郎  
消防長 片畑昌宙 企画課長 山崎正行  
福祉課長 東敏雄 住民課長 星田仁志  
税務課長 赤井康彦 出納室長 浜田文男  
情報管理課長 水口克將 建設課長 中西一雄  
産業課長 東信行 地籍調査課長 福原茂記  
水道課長 嶋崎篤生 下水道課長 中井勇  
教育委員長 鈴間稔 教育長 楠木茂  
学校教育課長 岩本良憲 社会教育課長 平内竹信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池尻ひろ子

## 8 議事の経過

開会 9時34分

○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達していますので、第4回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから平成18年第4回有田川町議会定例会を開会いたします。

開議 9時35分

○議長（亀井次男）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（亀井次男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番、岡省吾君、21番、中✓正門君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（亀井次男）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から委員会開催の結果について、ご報告をお願いします。

議会運営委員長、中山君。

○議会運営委員長（中山 進）

おはようございます。

議長より指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る12月5日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から12月22日までの11日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第5から日程第51までの報告1件、議案29件については、一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にてご審議いただきたいと思います。

全員協議会が終わり次第、本会議で議案審議をお願いしたいと思います。

この会期、日程にご賛同賜り、円滑な議会運営が出来ますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（亀井次男）

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月22日までの11日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月22日までの11日間に決定いたしました。

…………… 日程第3 閉会中の所管事務調査報告について ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、閉会中の所管事務調査報告についてを議題とします。

去る10月16日から17日までの2日間にわたり、風力発電設置特別委員会の所管事務調査視察研修が実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

風力発電設置特別委員長、湊君。

○風力発電設置特別委員長（湊 正剛）

ただいま、議長の許可を得ましたので、風力発電設置特別委員会行政視察報告をいたします。

風力発電特別委員会の行政視察について、ご報告いたします。

去る10月16日、17日の両日、愛媛県伊方町の風力発電設置の概要並びに運営状況等について、風力発電設置特別委員11名と町長ほか執行部職員を含め15名で調査してまいりました。

今回の目的は、風力発電を主体とした千葉山周辺観光開発を計画していることから、施設の概要並びに運営状況等を把握するため、愛媛県伊方町を訪問いたしてまいりました。

まず初めに、議長並びに助役の歓迎の挨拶を受けた後、政策推進課の近田課長から説明を受けました。

伊方町は、四国の最西端、日本一細長い佐田岬半島に位置し、面積は94.37平方キロメートルで、人口は12,619人、山地の多い半島の町である。ご存じのように、旧伊方町は、昭和52年に四国唯一の原子力発電所ができたところであり、この10月13日に県と伊方町が同意し、全国2例目の四国電力伊方原発3号機のプルサーマル計画実施に向けて動き始めたところであります。平成16年度の一般会計当初予算は総額87億1,435万円で、うち原発と関連事業所の固定資産税が19億8,714万円、平成17年度には国の電源三法交付金9億6,400万円が交付されております。

この日本一細長い尾根づたいに、11基の白い大きな風車が立ち並んでいます。こ

の風車の群れが、風力発電施設瀬戸ウィンドヒル発電所です。合併して伊方町になる前に、旧瀬戸町と三菱重工業が共同でつくった会社が19億円をかけて建設し、平成15年10月から運転を始めました。風車は、平均して標高330メートルの高さに東西約1.6キロにわたって立ち、周辺は公園になっています。また、秋には風車祭りを開催し、盛りだくさんの楽しいイベントが催され、たくさんの人々が参加されるそうです。風車の柱にあたるタワーの高さは50メートル、羽根の長さは30メートル近くあります。佐田岬は風が強い地域で、風からミカン畑を守るために苦労していましたが、それを逆手に取って風力発電に役立てようと考えたそうです。1基当たり1,000キロワットの発電能力があり、つくられた電気は、建設地から800メートルの所に高圧線鉄塔があり、電力会社の施設に送られ、各家庭で使われています。近くにある道の駅瀬戸農業公園の中に、せとかぜ情報センターが設けられています。ここでは、この発電所の説明のほか、各地の風力発電施設を紹介されています。

現在、伊方町には13基の風車がありますが、今後は、三崎地区に20基、瀬戸地区に15基、伊方地区に12基建設を予定しており、2年後にこれらすべて完成しますと、60基の風車が稼働することになり、1時間当たり69,500キロワットの発電が行われます。これを一般家庭の消費電力に換算すると約4万世帯分になり、現在伊方町は5,300世帯であるので、約7.5倍の電力需要に対応出来るということです。

町では、このように農業、漁業に続く産業として、観光、エコをテーマに新規の産業の育成に取り組んでいるとのことでした。そうした中で、伊方町が進めてきた風力発電導入プロジェクト計画、民間発電事業者によるウィンドファーム計画に当たっては、環境基準等について、前もって関係機関と協議しておくことの大切さ、民間業者による公園設置要望、今後問題が発生した場合の対処方法について業者と協議をしておくこと、周辺整備計画内容の大切さを指導していただきました。また、町の未来を担う子供たちに、体験活動の中で、地球環境の保全に風車があることを指導しているとのことでした。

有田川町としても、来年度から計画が予定されるに当たり、これらの点を十分認識し取り組むことが必要であることから、たいへん参考になりました。

以上、簡単でございますが、風力発電設置特別委員会行政視察の報告といたします。

○議長（亀井次男）

続きまして、去る10月31日から11月1日までの2日間にわたり、3常任委員会の所管事務調査視察研修が実施されておりますので、3常任委員会を代表して総務文教常任委員長から報告をお願いいたします。

総務文教常任委員長、新家君。

○総務文教常任委員長（新家 弘）

議長の許可を得ましたので、3常任委員会合同行政視察の報告を行います。

去る10月31日、11月1日の両日、熊本県あさぎり町の行財政改革集中プランの概要について、常任委員会委員22名と助役ほか執行部職員を含め26名で調査をしまりました。

今回の目的は、有田川町としても、平成19年4月の行財政改革大綱策定公表に向けて、作業検討されているところではありますが、3常任委員会としても、有田川町の重要課題ととらえ、合同で先進地視察を実施いたしました。

視察内容等については、常任委員会行政視察報告書を先日配布いたしていますので、ご高覧を賜りたいと思います。

特に、あさぎり町の行政改革については、住民の視点、選択の集中、経済感覚の導入という3点を大きく掲げられています。

有田川町としても、これらのことを十分参考にしながら、合併効果の発揮や厳しい財政状況の中での健全化財政維持の必要性に鑑み、町の行財政改革プランの趣旨を尊重しながら、住民の声がどのように反映されているか、あるいはまた、問題点は何かといったことについて、協議していきたいと存じます。

以上で、各常任委員会を代表しての報告とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

これで所管事務調査の報告を終わります。

…………… 日程第4 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第4、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案等は、報告1件、議案29件であります。

また、説明員は町長ほか19名であります。

次に、監査委員より、平成18年8月、9月、10月分の例月出納検査及び平成18年度の定期監査の結果、また、平成18年8月から11月分までの有田川町水道事業出納検査、定期監査の結果が、それぞれお手元に配布のとおり報告されています。

次に、本定例会に提出されました請願、陳情については、吉備中学校へサッカー部の設立を求める請願は総務文教常任委員会に、安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情は住民福祉常任委員会に、それぞれお手元に配布の文書表のとおり、付託することに決定しましたので、ご了承願います。

また、全国森林環境税の創設を求める意見書については、産業建設常任委員会に付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

これより議案の審議を行います。

お諮りします。

日程第5から日程第34までの報告1件、議案29件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第34までの報告1件、議案29件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、平成18年の第4回有田川町議会定例会に提出をさせていただきました議案の提案の説明をさせていただきます。

本日、ここに平成18年の第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはたいへんお忙しい中、全員ご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、上程されました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、報告第52号は、平成18年度有田川町一般会計補正予算第6号について、専決処分の承認を求めるものであります。

今回の補正は、平成18年11月30日告示、12月17日執行の和歌山県知事選挙費に要する経費に3,100万円の補正を行うものであります。これにより、補正後の予算総額は、168億7,043万5,000円と相なります。財源につきましては、すべて県支出金でございます。急を要しましたので、11月6日付けで専決処分をさせていただきました。

次に、議案第211号は、平成18年度有田川町一般会計補正予算第7号であります。

今回の補正の主なものといたしましては、2款総務費の一般管理費では、社会福祉協議会へ出向している4名分の給料、職員手当等に3,135万7,000円を、地方自治法改正に伴う町例規整備手数料並びに例規集加除に875万円を、地方バス路線運行費補助金に349万7,000円を、電子計算費では、出納財務システムプログラム変更委託料などに419万8,000円を、和歌山県議会議員一般選挙費では、平成19年4月に予定されています選挙費に870万円を、3款民生費の社会福祉総務費では、和歌山県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金に194万9,000円を、老人福祉費では、福祉車両購入補助金に211万9,000円を、老人保健事業特別会計への繰出金に1,690万円を、児童福祉総務費では、第3子以降出

産祝い金に390万円を、4款衛生費のじん芥処理費では、ゴミ収集運搬業務委託料に400万円を、プラスチック収集場管理費では、備品購入費として発泡スチロール減容機に350万円を、6款農林水産業費の農業振興費では、低コスト耐候性ハウス設置事業補助金に620万円を、農地費では、土地改良総合整備・大谷農道整備事業費で、国の予算措置に伴い301万3,000円を、林業費では、有害鳥獣捕獲報償費に162万2,000円を、7款商工費の観光費では、県立自然公園生石高原内の用地測量業務委託料などに325万5,000円を、8款土木費の道路橋りょう維持費では、工事請負費などに469万円を、道路新設改良費では、工事請負費として1,726万1,000円を、なお地方特定道路整備事業町道谷原線については、今年度に見込めず3,945万円の減額を、9款消防費の消防施設費では、投光機及びトランシーバーの購入費として188万8,000円を、災害対策費では、落雷の被害により、防災行政無線屋外支局等の修繕料に214万9,000円を、13款諸支出金の基金費では、合併地域振興基金積立金に1億円を、その他にも所要の補正を行った結果、今回の補正額は2億1,262万6,000円となり、補正後の予算総額は170億8,306万1,000円と相なります。

なお、補正額の財源といたしまして、町税、県支出金、町債、基金からの繰入金を充てることにいたしております。

また、金屋中学校地震補強・大規模改造事業に伴う設計業務委託について、平成19年度において使用するため、1,743万円の債務負担行為の補正をお願いするものであります。

議案第212号は、平成18年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、住宅新築資金貸付金の繰上げ償還金に228万円の補正を行うものであります。

議案第213号は、平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、保険給付費において退職者診療報酬負担金に300万円を、保健事業費において一日脳ドック助成金に1,300万円など、総額1,793万6,000円の補正となり、補正後の予算総額は35億2,844万5,000円と相なります。なお、補正額の財源といたしまして、療養給付費交付金、基金からの繰入金などを充てることにいたしております。

議案第214号は、平成18年度有田川町老人保健事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、医療給付費に1億8,000万円を、高額医療費に2,300万円を、総額2億300万円の補正となり、補正後の予算総額は39億4,088万円と相なります。なお、補正額の財源といたしましては、支払基金交付金、国庫支出金、

県支出金、一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第215号は、平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、施設介護サービス給付費に4,000万円を、居宅介護住宅改修費に200万円を、特定入所者介護サービス費に550万円を、また、介護予防サービス給付費においては、4月の法改正に伴い1億円の減額補正を行った結果、総額では4,937万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は20億6,277万7,000円と相なります。

議案第216号は、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、一般職員給料4万8,000円の補正となり、補正後の予算総額は10億8,126万9,000円と相なります。

議案第217号は、平成18年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、熊井・奥地区の処理施設維持管理費などに84万2,000円の補正となり、補正後の予算総額は3億373万6,000円と相なります。

議案第218号は、平成18年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、一ツ松工区管渠布設工事費に2,450万円を、第3幹線管渠布設工事費に2,348万8,000円を、また、測量設計監理等委託料については、確定につき4,000万円減額補正を行った結果、219万円の補正となり、補正後の予算総額は14億28万7,000円と相なります。また、第3幹線管渠布設事業について、平成19年度において使用するため、5,000万円の債務負担行為の補正をお願いするものであります。

議案第219号は、平成18年度有田川町水道事業会計補正予算第3号であります。

収益的収入については、予算額3億7,233万1,000円に対し、1,000円の減で、消費税及び地方消費税還付金の減によるものであり、補正後の予算は、3億7,233万円となります。

また、資本的収入については、予算額2億5,158万3,000円に対し、1,050万円の増で、公共下水道工事に伴う水道管布設替え工事の補償費1,050万円であり、補正後の予算は2億6,208万3,000円となります。一方、資本的支出については、予算額4億1,575万7,000円に対し、1,050万円の増で、資本的収入と同じく、公共下水道工事に伴う水道管布設替え補償工事費1,050万円であり、補正後の予算は、4億2,625万7,000円となります。

議案第220号は、平成18年18年災第5号町道川口立石線道路災害復旧工事の請負契約についてであります。

平成18年18年災害第5号町道川口立石線道路災害復旧工事、立石地内を施工するため、平成18年11月16日、15業者を指名し、競争入札に付したところ、有田郡有田川町大字谷101番地2、山本土建、代表者山本清孝氏が5,145万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第221号は、有田川町合併地域振興基金条例の制定についてであります。

市町村の合併に関する法律第11条の2の規定により、平成18年度より合併特例債を発行し、基金の積立てを実施し、有田川町の一体性の確保や均衡ある地域振興に資するため、本基金条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第222号は、有田川町西ヶ峯地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

農村振興総合整備統合補助事業で実施し、完了しました西ヶ峯地区コミュニティセンターについて、設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第223号は、有田川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、有田川町国民保護計画の策定に伴い、国民保護協議会委員の報酬月額6,000円を加えるため、本条例の一部改正について議会の同意をお願いするものであります。

議案第224号は、有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、3人目以降の扶養手当の額の改正及び平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例を削除するなど、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第225号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、傷病補償年金に係る傷病等級ごとの障害、障害補償に係る障害等級ごとの障害、介護補償に係る障害について、総務省令で定めることとなったことに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第226号は、有田川町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、「消防吏員」を「消防職員」に改めるなど、本条例の一部を改正することについて、議会の同意をお願いするものであります。

議案第227号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、副知事及び助役制度の見直し、出納長及び収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止など、地方自治体にとって大幅な改定となっており、関係条例の整備に関する条例の制定について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第228号は、有田川町副町長の定数を定める条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、副知事及び助役制度の見直しが行われることに伴い、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、有田川町の副町長の定数を定める条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第229号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。

急速な高齢化に伴う老人医療費の増加により、各保険者の医療保険財政が厳しい状況にある中、医療保険制度の将来にわたる持続的、安定的な運営確保を図るため、平成20年4月より75歳以上の高齢者等を被保険者とした後期高齢者制度が創設されることになっています。このようなことから、その制度の運営を県下市町村が加入する広域連合が行うこととされており、設立に伴う規約について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第230号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加とこれに伴う規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成19年1月1日から和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合に大辺路衛生施設組合を加入させるため、本組合規約の一部を改正する規約について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第231号は、和歌山県市町村職員退職手当事務組合規約の変更についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、副知事及び助役制度の見直し、出納長及び収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止等が行われたため、本規約の一部を改正する規約について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第232号は、和歌山地方税回収機構規約の変更についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、収入役制度の見直し及び吏員制度等の廃止が行われたため、本規約の一部を改正する規約について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第233号は、有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、助役制度の廃止に伴い、有田周辺広域圏事務組合規約について、所要の改正を行うため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第234号は、有田聖苑事務組合規約の変更についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、助役制度及び監査委員制度等が見直されたことに伴い、本規約について所要の改正を行うため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第235号は、有田郡老人福祉施設事務組合理約の変更についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、副知事及び助役制度の見直し、出納長及び収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止に伴い、本規約について所要の改正を行うため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第236号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。

平成18年度より平成22年度までの5カ年計画の有田川町田角辺地ほか10辺地総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第237号は、有田川町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

旧金屋町及び旧清水町の過疎自立促進計画は、合併により新町の過疎自立促進計画として引き継ぎ、また、旧吉備町の地域も過疎地域とみなされることから、新たに有田川町の計画を策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第238号は、有田川町教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員、平松一彦氏の任期が平成19年2月22日をもって満了いたしますが、人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第239号は、有田川町八幡山林財産区管理委員会管理委員の選任の同意についてであります。

有田川町大字久野原245番地、保田龍一氏の死去により、有田川町八幡山林財産区管理委員会管理委員に有田川町大字久野原129番地、保田英夫氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開きますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~

休憩 10時17分

再開 14時15分

~~~~~

…………… 日程第5 報告第52号 ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第5、報告第52号、専決処分の承認を求めることについて、平成18年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本件は承認することに決定しました。

…………… 日程第6 議案第220号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、議案第220号、平成18年18年災第5号町道川口立石線道路災害復旧工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第7 議案第238号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、議案第238号、有田川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略いたします。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は可決されました。

…………… 日程第 8 議案第 2 3 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 8、議案第 2 3 9 号、有田川町八幡山林財産区管理会管理委員の選任の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきたくと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略いたします。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は同意することに決定しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第 3 5、議案第 1 7 3 号から日程第 5 1、議案第 1 8 9 号までの 1 7 件を先に審議いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第 3 5、議案第 1 7 3 号から日程第 5 1、議案第 1 8 9 号までの 1 7 件を先に審議することに決定いたしました。

…………… 日程第 3 5 議案第 1 7 3 号 ～ 日程第 5 1 議案第 1 8 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 5、議案第 1 7 3 号から日程第 5 1、議案第 1 8 9 号までの 1 7 件を一括議題といたします。

本決算認定については、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より、審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員長、森谷君。

○決算審査特別委員長（森谷信哉）

議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成 1 7 年度歳入歳出決算の認定審査については、6 月の定例議会において設置された議員 9 名による決算審査特別委員会に付託され、新町になっての平成 1 7 年度歳入歳出決算 1 月から 3 月分の審査を行い、出された意見をまとめたものであります。

議案第 1 7 3 号から議案第 1 8 9 号が本委員会に付託され、去る 1 1 月 1 5 日、1 6 日の両日、各課・室長及び担当者の出席を求め、次の意見を付けて、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

今決算の審査は、従来の決算審査と違い、合併に係る 1 2 月末までの打ち切り決算の審査と、新しく有田川町として 1 月から 3 月分までの決算で、年度決算が二分された審査であり、繰り越し事業の取り扱いや未収、未払い、あるいは繰り上げ充用等、財政運営の手法の違いにより、決算の収支については、それぞれ検証するのが非常に難しいものがあります。

また、事業の成果についても、各旧町の経過や実態に合わせた成果となれば、これを継承した有田川町として成果を評することは難しい。

よって、今回の審査は、すべての決算について、これを認定することとし、今後の財政運営の参考とすべく平成 1 7 年度決算全体の中での意見を若干述べたいと存じます。

本町の財政構造は、人件費 1 9. 4 %、扶助費 2. 9 %、公債費 1 8. 3 % と義務的経費だけでも歳出総額の 4 0. 6 % を占めています。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は 9 3. 1 % で、財政の硬直化が着実に進んでいます。

また、平成 1 8 年度から地方債協議制度が始まり、それに伴い実質公債費比率が導入され、当町の実質公債費比率は 1 6 % であった。当該比率が 1 8 % 以上で起債に制限に係る制度となっており、単年度では、平成 1 5 年度 1 3. 6 %、平成 1 6 年度 1 6. 2 %、平成 1 7 年度では 1 8. 1 % と約 2 % 強の上昇で、平成 1 8 年度は、3 年平均値で、借入制限のかかる 1 8 % に達する見込みであります。地方債借り入れ目安となる起債制限比率も 1 4. 1 % に達しています。特筆すべきは、公債費の決算構成比が高く、公債費の経常収支比率 3 3. 1 % を見ても、公債費に費やされる一般財

源が非常に大きいのが特徴であります。そうした厳しい中で、一般会計から特別会計への繰出金の抑制、並びに町が実施すべき事業の業務委託化、指定管理者、ごみ収集委託、借地等及び外部団体等への補助金の見直しによる経費削減等、経営体質の強化に取り組んでいただきたいと思います。

今後、本町が主体性を持ち、住民の負託にこたえ、独自サービスの提供など、その責務を将来にわたって全うしていくためにも、安定的な財政運営を行うことを強く求めるものであります。

これらの意見を十分踏まえ、町の財政運営に反映されることを求めるものであります。

これで、私の説明を終わります。

どうぞ、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（亀井次男）

委員長の報告を終わります。

…………… 日程第35 議案第173号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第35、議案第173号、平成17年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

ただいま、決算審査特別委員長よりご報告をいただきましたが、1点だけお尋ねしたいと思います。

財政が厳しい中での決算報告だと感じましたが、私、特に感心するのは、この3カ月間でなんと78億余りを使ってしまってるということになるんでしょうけども、この中で不用額が、やっぱり全体的に見ていったら結構あるんじゃないかと思うんです。例えば、翌年度繰り越しが8,900万円余りあって、不用額が1億2,800万円余り残ってますね。これが翌年度繰り越しと不用額とを合わせますと、2億1,700万円余りとなってくるんですが、不用額については、補助金関係の事業が採択されなかったということで、事業ができなかった分が出てきましようけども、繰越明許も入れて3億1,700万円余りのお金が次へ移動するということになったわけです。しかし、18年度一般会計予算を見ましたら、もう当初からたいへんな状況だということでご説明いただいたわけですけども、じゃあ結局この分が十分当初予算にも反映されてなかったんじゃないかというふうを感じるわけです。

その点、決算審査の中で、この不用額の問題について十分な審議がなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。このことについて、なければ、当局のお考えをあわ

せてお聞きしておきたいと思います。

○議長（亀井次男）

決算審査特別委員長、森谷君。

○決算審査特別委員長（森谷信哉）

増谷議員にお答えいたします。

ご指摘の決算の不用額については、合併後初めての予算執行であり、幾分、その調整と整理が不十分であったと感じたところであります。

当局は、今後の予算執行においては、不用額が極力生じることのないよう、適切な行政を行うことを指摘しておきます。以上です。

○議長（亀井次男）

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

補足説明をさせていただきます。

不用額につきましては、有田川町の平成17年度の予算ということは、各旧町の予算残額を12月末で締め切っております。その予算残額を計上しておりましたが、3町の合併直後ということもありまして、各課においても所要額の見込みを十分把握できなかったということもあって、今回、不用額としての処理をいたしました。通常ならば3月補正において、その執行額に応じた補正をするわけなんですけども。18年度からは、そういうことはないと思います。以上でございます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 6 議案第 1 7 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 6、議案第 1 7 4 号、平成 1 7 年度有田川町住宅新築資金等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 3 7 議案第 1 7 5 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 3 7、議案第 1 7 5 号、平成 1 7 年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 38 議案第 176 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 38、議案第 176 号、平成 17 年度有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 39 議案第 177 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 39、議案第 177 号、平成 17 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第40 議案第178号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第40、議案第178号、平成17年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第41 議案第179号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第41、議案第179号、平成17年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第４２ 議案第１８０号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４２、議案第１８０号、平成１７年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第４３ 議案第１８１号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４３、議案第１８１号、平成１７年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 4 4 議案第 1 8 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 4、議案第 1 8 2 号、平成 1 7 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 4 5 議案第 1 8 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 5、議案第 1 8 3 号、平成 1 7 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 4 6 議案第 1 8 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 6、議案第 1 8 4 号、平成 1 7 年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第４７ 議案第１８５号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４７、議案第１８５号、平成１７年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第４８ 議案第１８６号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第４８、議案第１８６号、平成１７年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 4 9 議案第 1 8 7 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 4 9、議案第 1 8 7 号、平成 1 7 年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 5 0 議案第 1 8 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 5 0、議案第 1 8 8 号、平成 1 7 年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

…………… 日程第 5 1 議案第 1 8 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 5 1、議案第 1 8 9 号、平成 1 7 年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって、本案は認定することに決定しました。

お諮りします。

日程第9、議案第211号から日程第34、議案第237号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、12月19日、火曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はご苦勞様でございました。

~~~~~

延会 14時40分